## 優生保護法被害兵庫弁護団声明

本日、衆議院本会議において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」が全会一致で可決された。4月中にも法律が成立するとも言われている。

現在、全国7地裁において20名の原告が優生保護法による被害の回復を求めて国家賠償請求訴訟を提訴している。兵庫でも、昨年9月28日に聴覚障害のある2組の夫婦が、2月27日には脳性まひの女性が、優生手術を強制されたとして、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を神戸地裁に提起し、現在も訴訟が係属している。

国会の動きは、1996年に旧優生保護法が母体保護法に改正されてからな お23年間も放置されてきた被害に、ようやく向き合おうとしているものと評 価できる。

しかし、法律案の中には当事者が強く求めている「国の謝罪」が明記されていない。また、同案に定める「一時金」の額は、被害の重大性に見合ったものになっていない。対象者に「配偶者」や「遺族」が含まれておらず、被害者へ

の通知も定めていない。この内容で、多くの被害者の被害回復がはかられるか 疑問である。さらに、「調査」を行うとするものの、法律案の中に権限規定の 定めはなく、十分な検証が行われない可能性もある。以上のように、現在審議 されている法律案には、多くの課題が残されている。

被害回復のための立法を行うに当たって、被害がどのようなものであるかについての十分な調査・検討は必要不可欠であるにもかかわらず、未だに被害者の声を直接聞く機会は設けられていない。したがって、我々は、今後の審議または国会決議等で、優生手術被害者の声を十分に聴く機会をもうけ、不十分な点をさらに見直すことを求める。

なお、国会が、被害者が高齢であることから、一刻も早く「一時金」の支給をすべきとして、同法律の成立を急いでいることも理解できるが、当弁護団は、司法判断を尊重した内容の法律を作ることを求めてきた。本年5月28日に予定されている仙台地裁の判決と法律に乖離があれば、係属している訴訟において、司法判断による真の被害回復を求め続けていく必要があるだけでなく、今後も訴訟による被害の回復を求める者が後を絶たないということになろう。不十分な法律の内容では、この問題の真の解決につながらないのである。

早く成立させることが重要だとしても、その内容についてはより慎重に検討すべきである。

最後に、当弁護団は、優生手術被害者の被害回復に向け、さらに、全力を傾 けることをここに表明する。

平成31 (2019) 年4月11日

優生保護法被害兵庫弁護団

弁護団長 藤 原 精 吾